

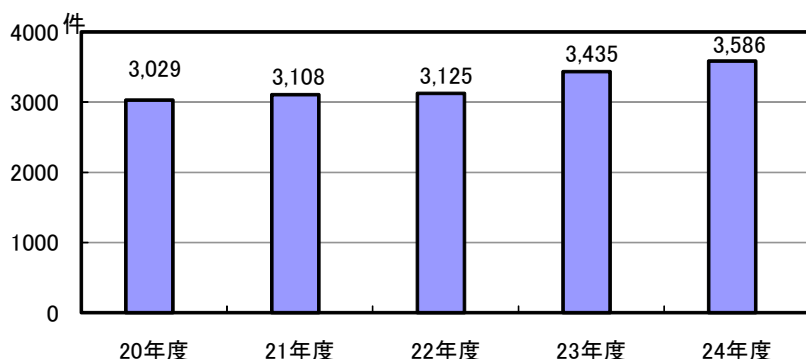
平成24年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況

北海道環境生活部 くらし安全局 道民生活課

1 相 談

道内の配偶者暴力相談支援センター^{注1}への平成24年度の相談件数は、3,586件で、前年度に比べ4.4%増加しており、年々増加傾向で推移しています（図1）。

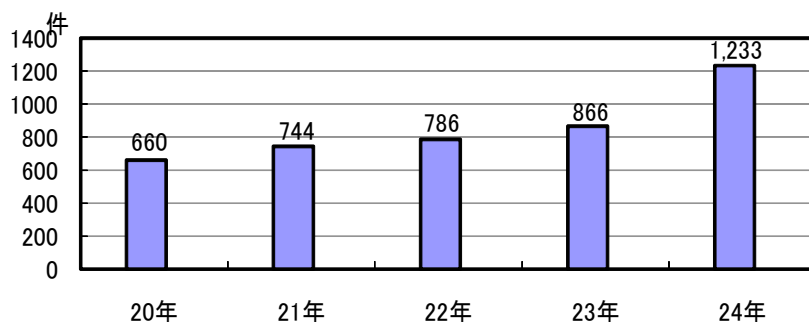
図1 配偶者暴力相談支援センターの相談状況



（資料出所：北海道環境生活部）

配偶者暴力相談支援センター以外への相談では、北海道警察、法務局及び民間シェルター^{注2}については前年（度）と比較して増加していますが、婦人相談員を設置している市については減少しています（図2～図5）。

図2 警察における対応状況



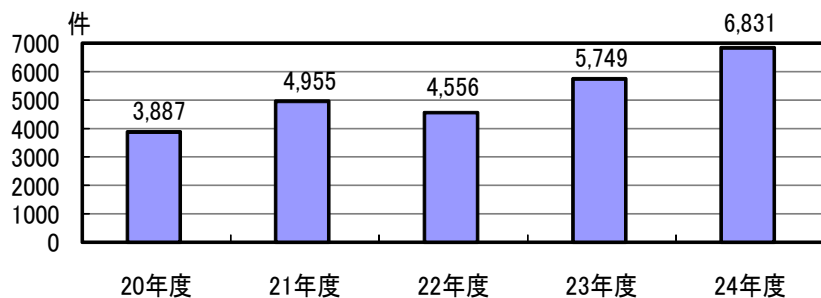
※対応件数は、配偶者からの暴力等相談、援助要
求、保護要
求を受け、又は被害届・告訴状を
受理した件数をいう。
※暦年の件数である。

（資料出所：北海道警察本部）

注1 平成24年度の道内の配偶者暴力相談支援センターは、19か所（道設置16か所、札幌市設置2か所、旭川市1か所）となっている。

注2 民間団体によって運営されている緊急一時保護避難施設。道内では現在、8団体が活動。

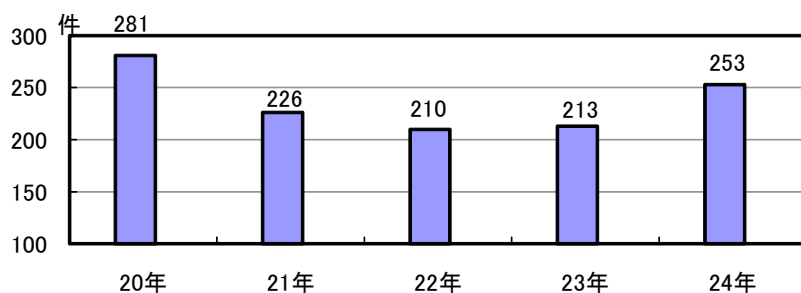
図3 民間シェルター相談件数



※道内8か所の合計。

(資料出所：北海道環境生活部)

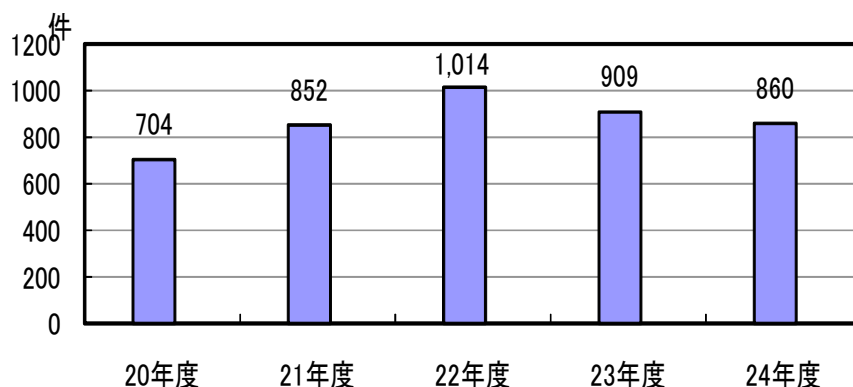
図4 法務局の相談件数



※道内4か所の合計。
※暦年の件数である。

(資料出所：札幌法務局)

図5 婦人相談員設置市における相談件数

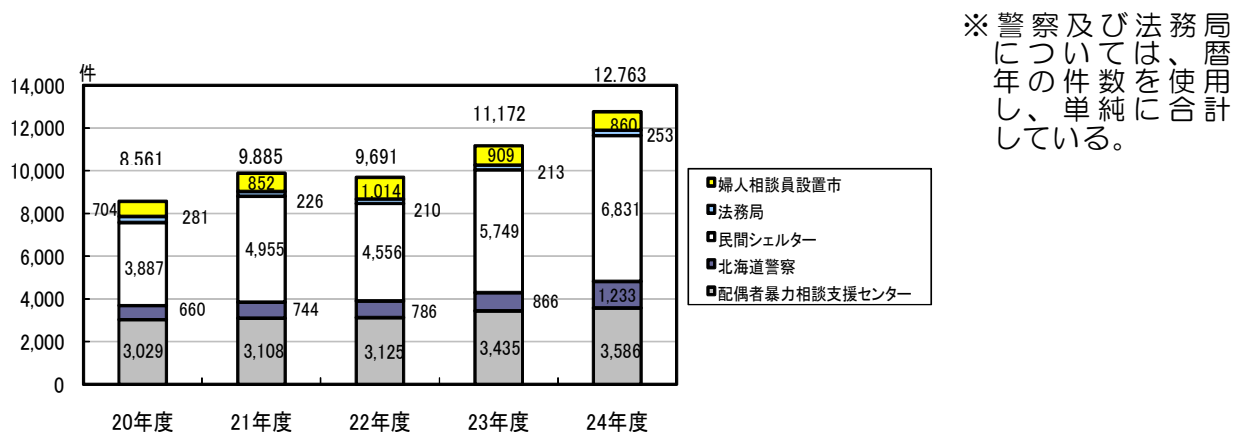


※婦人相談員設置市（札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、苫小牧市、千歳市）での来所による配偶者からの暴力被害者の相談件数。

(資料出所：北海道環境生活部)

これらの相談機関での相談件数を総合すると、平成24年度においては前年度に比べ14.2%増加しており、平成19年に配偶者暴力防止法が改正されたこともあり、配偶者からの暴力への認識がさらに高まったことなどから、近年、増加傾向にあります（図6）。

図6 配偶者暴力被害者相談機関の相談件数（図1～5までの合計）

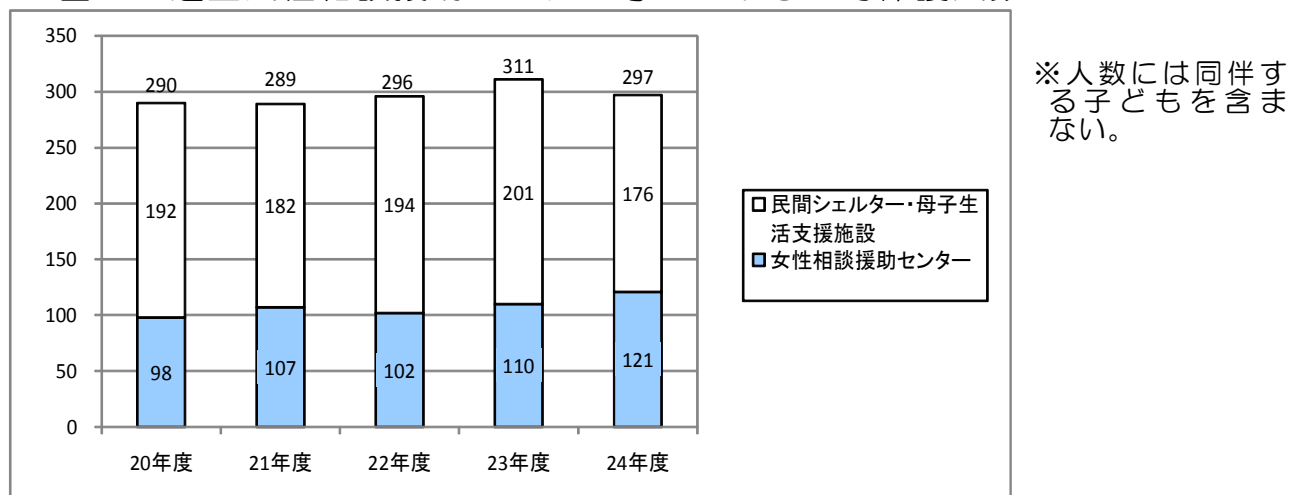


（資料出所：北海道環境生活部）

2 一時保護

道内における配偶者からの暴力被害者の一時保護については、道立女性相談援助センターや一時保護委託を行っている民間シェルター8か所及び母子生活支援施設3か所で行っており、これらを合わせた平成24年度の一時保護人数は297人で、前年度に比べ減少しています（図7）。

図7 道立女性相談援助センター等における一時保護人数



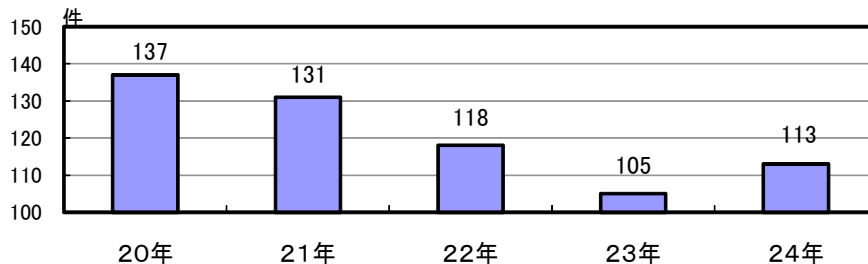
（資料出所：北海道環境生活部）

3 保護命令

平成24年の道内の保護命令発令（保護命令事件の認容）件数は、113件で、平成13年10月の法施行後からの累計は、1,354件になっています（図8）。

なお、法施行後から平成24年12月末までの保護命令違反での検挙件数は、34件（平成24年は6件）です（北海道警察本部調べ）。

図8 保護命令発令（保護命令事件の認容）件数



※道内地方裁判所の合計。
一部認容の事案も含む。

※暦年の件数である。

（資料出所：最高裁判所）

4 配偶者による暴力事件

平成24年の道内における配偶者による暴力事件（殺人、傷害、暴行）の検挙件数は、202件で、前年に比べ90件（80.0%）増加しています。また、10年前との比較では125件（162.0%）増加しています。

夫による妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力についてみると、殺人、傷害及び暴行の検挙件数は、187件で、前年に比べ85件（83.0%）増加しています。また、10年前との比較では、118件（171.0%）増加しています。

配偶者間における傷害、暴行の被害者のほとんどは、女性です。

表1 道内の配偶者による殺人、傷害及び暴行事件の検挙件数の推移

区分	年次	20年	21年	22年	23年	24年	参考14年
殺人(未遂を含む)		43	36	34	34	47	42
	うち配偶者	11	5	8	8	14	6
	うち夫によるもの	6	2	4	4	10	3
傷害		588	581	606	610	678	947
	うち配偶者	61	59	63	69	94	58
	うち夫によるもの	56	56	61	65	91	55
	うち傷害致死	3	1	4	3	3	10
	うち配偶者	1	0	3	1	1	2
	うち夫によるもの	1	0	3	1	1	1
暴行		781	650	573	628	791	241
	うち配偶者	45	27	30	35	94	13
	うち夫によるもの	41	26	30	33	86	11
合計		1,412	1,267	1,213	1,272	1,516	1,230
	うち配偶者	117	91	101	112	202	77
	うち夫によるもの	103	84	95	102	187	69

※配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力だけでなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれている。

※内縁関係にある者を含む。

※暦年の件数である。

（資料出所：北海道警察本部）